

11. 熊による被害の状況

- 熊の捕獲数が多い年に熊による被害も多い傾向にあるが、令和5年の被害額は増加。
- 熊による被害は、同じ地域で繰り返し被害が発生し、被害を受けた地域での採蜜は困難となるため、都道府県が行う転飼調整が難しくなっている。

熊の捕獲数及び被害額の推移

年	熊の捕獲数	被害額
H30年	3,586頭	1,766万円
R元年	6,285頭	3,916万円
R2年	7,254頭	2,836万円
R3年	4,494頭	725万円
R4年	3,886頭	1,116万円
R5年	9,279頭	1,647万円

出典：環境省「クマ類の捕獲数（許可捕獲数）」

（一社）日本養蜂協会構成員申告による「熊による養蜂業被害状況」

注：「熊の捕獲数」は年度、「被害額」は年次の値

ニホンツキノワグマ



熊による被害



ヒグマ対策用の電気柵の設置



写真：みつばち協議会「養蜂家向け！養蜂マニュアル」より

12. 外来種であるツマアカスズメバチへの対応

- ツマアカスズメバチは蜜蜂を多量に捕食することから、その防除は養蜂振興上も重要。
- 農林水産省では、養蜂家にツマアカスズメバチに関する情報を提供するとともに、注意喚起を実施。
また、環境省にツマアカスズメバチの生息に関する情報を提供するため、養蜂家からの情報の提供を依頼。
- 環境省はツマアカスズメバチを特定外来生物※に指定し移動等を規制するとともに、定着している長崎県対馬市での防除を進める他、効果的防除手法の開発や九州・本州への分布拡大を警戒した調査・防除を実施。

ツマアカスズメバチの特徴

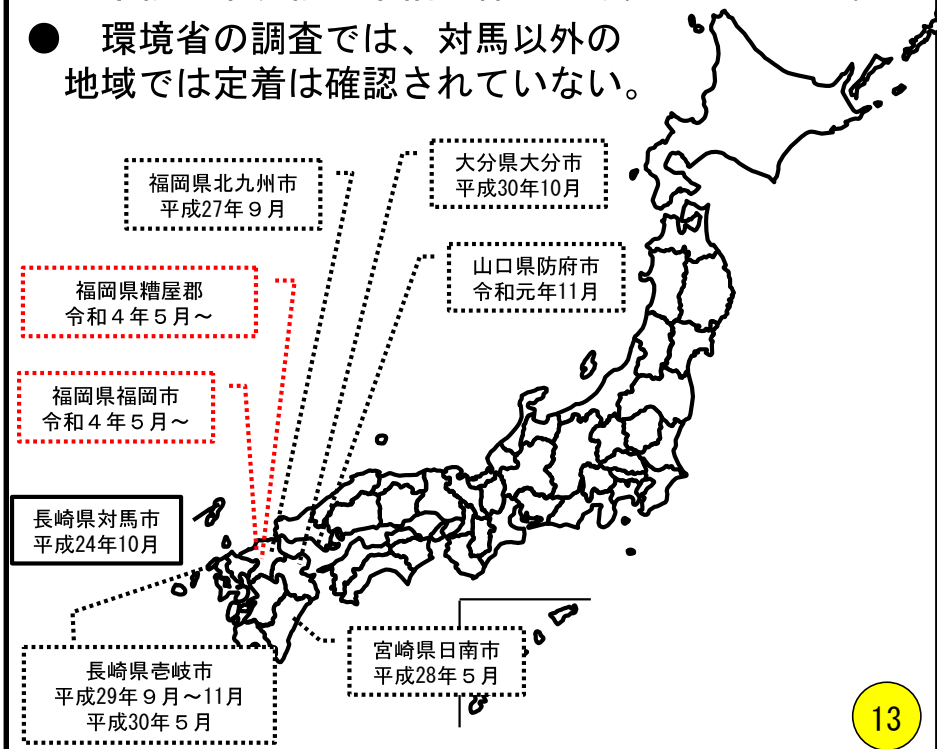


- 体は全体に黒っぽく腹部の先端がオレンジ色。体長は、女王バチ30mm、オス24mm、働きバチ20mm程度。
- オオスズメバチのように蜜蜂の巣は襲わず、巣箱の前でホバリングして、帰巣してきた蜜蜂を空中で捕獲する。
- 樹木の高い位置に営巣することが多いのが特徴。

※ 外来生物法(環境省・農水省)に基づく指定。同法では、生態系被害の防止については環境大臣が、農林水産業被害の防止については環境大臣及び農水大臣が主務大臣となっている。

国内におけるツマアカスズメバチの確認事例

- 平成24年10月、長崎県対馬市において、国内で初めて確認された。対馬市以外ではこれまでに巣や個体が7地域(福岡県北九州市、宮崎県日南市、長崎県壱岐市、大分県大分市、山口県防府市、福岡県福岡市、福岡県糟屋郡)で確認されている。
- 環境省の調査では、対馬以外の地域では定着は確認されていない。



13. 養蜂等振興強化推進事業について

【令和6年度概算決定額 219（204）百万円】

＜対策のポイント＞

養蜂振興のため、蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜂群配置調整の適正化やダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組を支援します。また、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群〔令和元年度〕→30万群〔令和11年度まで〕）
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

＜事業の内容＞

1. 蜂群配置調整適正化支援

- ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況の実態把握、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理などの取組を支援します。
- ② 適正な蜂群配置調整の参考となる優良事例の調査・分析、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。

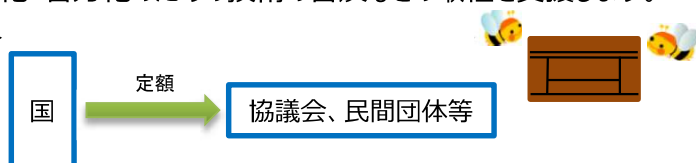
2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援

- ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する協力プランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証等を支援します。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します。
- ② 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。

3. 飼養衛生管理技術向上支援

拡充 ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、酸化エチレンに代わる養蜂箱の効率的な消毒方法や蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討、蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

養蜂等を取り巻く課題

- 蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。
- 農薬や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じて、十分な蜜源を確保することが困難。
- 都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。
- 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携等による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。
- 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。
- ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。
- 腐そ病対策として養蜂箱の消毒に利用していた酸化エチレンが、大気汚染防止法において排出抑制対象となったため、代替の消毒方法の検討が必要。
- 養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。

養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決

事業実施により目指す姿

- 蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用
- 養蜂家の所得増加と地域の活性化
- 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化
- 蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等による養蜂経営の安定

(参考 1) 養蜂振興法の一部改正

- 養蜂振興法は、蜂蜜等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農産物等の花粉受精の効率化に資することを目的として、昭和30年8月に議員立法により制定。
- 趣味養蜂の増加や蜜源の減少により、蜂場をめぐるトラブルが増加する等の問題を踏まえ、平成24年6月に議員立法により養蜂振興法を改正。

法改正による主な改正点

施行期日：平成25年1月1日	改正前	改正後
第3条 蜜蜂の飼育の届出	業として蜜蜂の飼育を行う者に飼育届の提出を義務づけ	蜜蜂の飼育を行う者に飼育届の提出を義務づけ（花粉交配用など蜂群配置や防疫に支障が生じない場合を除く）
第5条（新設） 蜜蜂の適切な管理	—	蜜蜂の飼育を行う者は衛生的な飼養管理に努める 都道府県は、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知等の措置を講ずる
第6条第2項（新設） 蜜源植物の保護・増殖	—	国及び地方公共団体は、蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずる
第8条（新設） 蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等	—	都道府県は、蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずる
第9条（新設） 報告及び立入検査	—	都道府県知事は、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育状況に関する報告を求め、その職員に立入検査や関係者への質問をさせることができる

(参考2) 蜜蜂の適切な飼育等の周知

(令和5年12月改正)

ミツバチを飼育する方々へ

都道府県への飼育届の提出

- ★ ミツバチを飼育する全ての者は、**毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出**する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。(養蜂振興法第3条第1項、第14条)
- ★ セイヨウミツバチ、ニホンミツバチ、**どちらも届出が必要です。**
- ★ 「自然巣洞」や「重箱式」等の飼育方法でも、**反復利用している場合は届出が必要です。**
- ★ 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には**周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要**であり、調整の結果次第で飼育場所の再検討や蜂群数の減群等を求められる場合もあります。

ミツバチの飼育の際に気を付けること **注意**

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があるため注意が必要です。

よくあるトラブル

刺傷事故

- ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、**理解を得ておきましょう。**特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

フンの被害

- ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。**飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。**

スズメバチ

- 秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

ふそ病やバロア症(ダニ)などの被害

- 適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響を与えることがあります。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。また、**異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所に連絡してください。**

トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとることが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、**ご自身で勉強するとともに、地域の実情に詳しい方が行う講習会の受講や既に蜜蜂の飼育を行っている方から助言を受けるなど、適切な対応を取るようにしましょう。**

(問い合わせ先)

〇〇県〇〇課 TEL: 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
農林水産省 畜産局畜産振興課 TEL: 03 - 3591 - 3656

(ミツバチ飼育の技術指導手引書関係)

〇〇県養蜂組合 TEL: 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
(一社)日本養蜂協会 TEL: 03 - 3297 - 5645

花粉交配用ミツバチの利用後は適切な処置を!

花粉交配用ミツバチを適切に扱い、伝染病のまん延を防止することで、持続的に養蜂と園芸生産を行うためのルールを紹介します。



ふそ病の検査を行わずに県外に出荷されるミツバチや、花粉交配に利用した巣箱が適切に処置されず、屋外に長期間放置されている事例が報告されています。



ふそ病検査済みのミツバチを購入しましょう

- ミツバチを県外から導入する際には、**ふそ病について異常がない旨の証明のあるミツバチを導入**しましょう。

ミツバチは適切に管理、使用後も適切に処置しましょう

- 花粉交配に使用したミツバチを放置しておくと、**ふそ病やダニの感染源となる可能性があります。**花粉交配のために必要な時期が終わったミツバチは放置せず、**適切に返却・焼却**してください。
- 特に**露地栽培**で使用する場合、病気のまん延のリスクが高まります。
- 使用中にミツバチの様子がおかしいと感じた場合や、焼却に当たり、どうしたら良いかわからないなど、お困りごとがあるときには、購入又はリース元の養蜂家や家畜保健衛生所に相談してください。

農作物の作付規模に比べて著しくミツバチが多い場合や、通年飼育を行う場合には養蜂振興法に基づき、都道府県への届出が必要になります。

園芸農家の方へ

出荷の際はふそ病検査を受けましょう

- ふそ病のまん延防止のため、**県外の園芸農家へ花粉交配用ミツバチを出荷する際には、お近くの家畜保健衛生所でふそ病の検査を受け、異常がない旨の証明を取得**しましょう。

ミツバチ及びふそ病の病原体を広げるおそれのある物品の県の範囲を越える移出入については、家畜伝染病予防法第32条第1項により原則制限されており、移出入には都道府県によるふそ病の異常がない旨の証明が必要になります。

- また、使用後の適切な焼却・返却について、**園芸農家への周知を徹底**してください。
- 近年、ダニによる被害も深刻化しているため、出荷の際にはふそ病だけでなく**ダニのチェック**も行いましょう。

養蜂家の方へ